

令和 7 年度 秋期農作業標準賃金

問 農林課 農地係 ☎ 92-7945

令和 7 年度 秋期農作業標準賃金について			
作業名	内容	金額 (円)	備考
稲コンバイン刈 (10a あたり)	刈り取り・脱穀	19,200	カッター付き
麦まき (10a あたり)	平坦	18,700	荒おこし、うねたて、整地、種蒔き (種麦、種消毒、肥料代は含まず)
	山間・山麓	19,600	
耕起 (10a あたり)	平坦	11,200	荒おこしのみ
	山間・山麓	11,800	
	平坦	16,900	荒おこし、うねたて、整地
	山間・山麓	17,800	
乾燥調製	乾燥・もみ摺り	2,100	生もみ 60 キロ当り
農地保全管理 (1 時間あたり)	草刈り	3,000	燃料代、機械借上料を含む

※この金額は、目安ですので、地域の実情や圃場の条件等を考慮し、双方で調整してください。

定額減税補足給付金（不足額給付）について

問 税務課 住民税係 ☎ 92-7918

この給付金は、令和 6 年度に実施した定額減税しきれないと見込まれる方への定額減税補足給付金（調整給付金）に不足が生じる場合に追加で給付を行うものです。

▽対象者

①不足額給付Ⅰ（令和 6 年度に定額減税しきれず不足額が生じた方）

定額減税補足給付金（調整給付金）の算定に際し、令和 5 年所得等を基にした推計額（令和 6 年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、令和 6 年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき定額減税補足給付金所要額と令和 6 年度定額減税補足給付金（調整給付金）との間で差額が生じた方

②不足額給付Ⅱ（定額減税や低所得世帯向け給付等のいずれにも対象とならなかった方）

- ・令和 6 年分所得税及び令和 6 年度個人住民税所得割額がともに定額減税前税額が 0 円（本人として定額減税の対象にならない）
- ・税制度上、扶養親族の対象とならない方（扶養親族等として、定額減税の対象とならない）
- ・低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない方

※低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員とは、以下の給付金の受給対象となった世帯主・世帯員です。

- ・令和 5 年度非課税世帯給付金（7 万円）
- ・令和 5 年度均等割のみ課税世帯給付金（10 万円）
- ・令和 6 年度非課税世帯等給付金（10 万円）

▽給付金支給の方法

該当する対象者の方へは、令和 7 年 8 月から 9 月にかけて順次支給決定通知書及び支給確認書を送付いたします。

上記対象者①に該当する方

支給決定通知書を送付します。原則手続きは不要です。支給決定通知書に記載している口座へ支給額を振込みます。口座の変更を希望する方は、同封する口座変更届出書の提出が必要です。

上記対象者②に該当する方

支給確認書を送付しますので、郵送による支給確認書の返送またはオンラインによる申請での手続きが必要になります。詳細については、支給確認書でお知らせします。